

練馬区地域活動補償制度の実施について

練馬区では、皆様の地域活動がより安心安全に行われるよう、地域活動補償制度を令和2年度から実施いたします。今回、区民協働交流センターに登録承認を受けた団体は、特別の制度への加入手続きをすることなく、補償の対象となります。

- ・ 対象は、練馬区町会・自治会名簿に登載されている町会・自治会および区民協働交流センター登録団体が行う地域貢献活動です。
- ・ 地域貢献活動とは、地域活動団体等の行事および技術または労働力を提供する公益性のある無報酬(実費弁償は無報酬とみなします。)の活動です。
ただし、つぎのアからキまでに掲げる活動を除きます。
 - ア) 学校管理下における活動
 - イ) 職業として行う活動
 - ウ) 政治活動
 - エ) 宗教活動
 - オ) 営利を目的とする活動
 - カ) 会員のみを対象とした互助的な各種スポーツ、レクリエーション、趣味、教養、文化等の活動
 - キ) スポーツまたは競技を主な目的とする活動※ カ) およびキ) に区分される活動であっても、町会・自治会等の地縁による団体の管理下において実施される運動会等は補償の対象となります。
- ・ 地域活動補償制度の対象となる活動中の事故は、つぎに掲げるとおりです。

【損害賠償責任事故】

地域貢献活動中の過失により指導者、スタッフ、参加者または第三者の生命、身体または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負うこととなる事故による負担を補償するものです。

【傷害事故】

地域貢献活動中に急激かつ偶然な外来の事由(熱中症、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含む。)により発生した死亡事故または負傷事故を補償するものです。

- ・ 補償の範囲は以下のとおりになります。

区分		補償限度額
損害賠償 責任事故	1 生命または身体に対する 事故の賠償	1人につき 6,000万円 1事故につき 2億円
	2 財物に対する事故の賠償	1事故につき 1,000万円
	3 保管物に対する事故の賠償	1事故につき 100万円
傷害事故	1 死亡補償	1人につき 300万円
	2 後遺障害補償	1人につき 12万円～300万円
	3 入院補償	1人につき 日額3千円(事故の日から 180日を限度とする。)
	4 通院補償	1人につき 日額2千円(事故の日から 90日を限度とする。 ただし、事故の日から180 日を経過した場合は、支払 の対象としない。)

※ つぎに掲げる事故については、地域活動補償制度の対象となりません。

- (1) 地震、噴火、洪水、津波等の自然災害による事故
- (2) 自殺、犯罪行為および争乱による事故
- (3) その他保険契約に係る約款および特約条項により免責となる事故

- ・ 地域貢献活動中に事故が発生したときは、直ちに区に連絡するとともに、速やかに練馬区地域貢献活動保険事故報告書（様式）と関連する資料を提出願います。

詳しい手続き方法については、お問い合わせください。

【問い合わせ先】

練馬区立区民協働交流センター
電話) 03-6757-2025